

ネパール国際平和協力業務実施要領（概要）
（軍事監視分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

ネパール連邦民主共和国内において、国際連合事務総長等が指図する地域

（2）期間

平成19年3月30日から平成23年3月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

紛争当事者間で合意された軍隊の再配置及び武装解除の履行の監視

3 国際平和協力業務の実施の方法

（1）実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を実施

（2）隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

（1）国際連合の要請する階級を有する者であること。

（2）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

（3）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

（4）有効な自動車運転免許を有し、かつ、4輪駆動車の運転経験を有する者であること。

（5）ネパールに関して政治的な利害関係を有していない者であること。

（6）その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

- 5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項
 - (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
 - (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

- 6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）
 - (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
 - (2) 次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 紛争当事者から停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合
 - イ 大規模な武力紛争等の発生により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合
 - エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合
 - (3) 業務の中断の報告
 - (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

- 7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項
 - (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受けるものとする。
 - (2) 安全のための措置
 - ア 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があ

り、本部長の指示を受けるいとま及び事務総長等と連絡を取るいとまがないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、隊長、他の隊員（実施計画2（4）ア（イ）に規定する者（以下「連絡調整要員」という。）を含む。）、他のUNMIN要員、又は在ネパール日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

（3）業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡する。

（4）調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

（5）連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ業務を実施する。

（6）ネパール国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。

ネパール国際平和協力業務実施要領（概要）
（連絡調整分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

2 に掲げる業務を実施するために必要なネパール連邦民主共和国の地域

（2）期間

平成19年3月30日から平成23年3月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関と軍事監視要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

（1）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

（2）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

（3）ネパールに関して政治的な利害関係を有していない者であること。

（4）その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

（1）派遣先国の関係当局との関係に関する事項

（2）派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

（1）隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

（2）次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合

（3）業務の中断の報告

（4）業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

（1）実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

（2）安全のための措置

ア 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受けるいとまがないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、隊長、他の隊員（実施計画2（4）ア（ア）に規定する者（以下「軍事監視要員」という。）を含む。）又は在ネパール日本国大使館と連絡をとる等積極的に安全に係る

情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告する。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(5) 軍事監視要員との連携

隊員は、軍事監視要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。

(6) ネパール国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。